

# 相次ぐ留置場保護室内 虐待死事件に寄せて

⑧

田鎖麻衣子

本紙六五四号の拙稿で取り上げた大川原化工機事件国賠訴訟において、二月二十七日、東京地裁民事第三四部（桃崎剛裁判長）は、国と東京都に約一億六千万円の支払いを命じる判決を下した。大川原化工機をめぐる刑事事件では、同社が製造する二つの型の噴霧乾燥器を無許可で輸出したとして、社長以下三名に対する逮捕・勾留・起訴が二度にわたって繰り返された。

判決は、①警視庁公安部による各逮捕、②公安部が第一・第二事件を通じて原告島田順司氏に対して行った偽計を用いた取調べ、及び欺罔による供述調書作成、③検察官による第二事件における勾留申請

求及び第一・第二事件での起訴を、いずれも違法と判断した（以上原告弁護団が社会課題の解決を目指す「公共」の支援を呼びかけるサイト「CAL4」に掲載した判決要旨による）。

このうち①の逮捕の違法性について、判決は次のように述べる。まず、最高裁判例に依拠し、逮捕等が国賠法等違法となるのは、捜査機関が現に収集した証拠資料と、通常要求される捜査を行えば収集し得た証拠資料を総合勘案して、合理的な根拠が客観的に欠如していることが明らかであるにもかかわらず、あえて捜査を開始又は継続したと認め得るような事情がある場合、

明らかであり、逮捕は違法、としたのである。逮捕そのものの違法性が争われた本件国賠訴訟では、逮捕したうえでどこに勾留されたかは争点ではなく、したがって、代用監獄問題への言及も訴状段階から一切ない。しかし、六五四号で述べたように「ただ虚偽自首を強要するという目的のために」逮捕が行われた本件は、代用監獄制度が存在するからこそ逮捕がなされた事件といえる。つまり、客観的には嫌疑がないが、「自首」を獲得することでも、もつともらしい嫌疑をつくり上げることでできるからである。諸外国でみられるような三〇分程度のインタ

ビュウ的な取調べでは足りない。一定以上の時間にわたる集中的な——もちろん弁護人の立会を排除し、かつ、判決で認定されているような偽計をはじめとする様々な「技法」を駆使した——取調べが必要である。そのような取調べは、被疑者の身体を捜査機関の完全なコントロール下に置くことのできる代用監獄システムにおいてこそ実現可能となる。

が不便となり弁護士活動が妨げられるという観点からの意見は出されなくても、代用監獄問題と結びつけた意見はなかなか出されない。二〇二三年には、山口県弁護士会、長崎県弁護士会がそれぞれ支部拘置支所、長崎拘置支所の収容業務停止に反対する意見書や会長声明、談話を繰り返し発した。談話を繰り返した獄（代替収容）制度への言及はない。むしろ、被疑者・被告人の有する権利として、接見交通権が不可欠であることは言うまでもない。しかし、拘置所の収容能力が全国的に縮小に向かう一方で、警察留置場の大規模化が進む

拘置所に勾留される検察独自捜査事件においても取調べの問題は生じるのであり、本質的には取調べそのものに対する法的規制が不可欠である。ただし、警察が第一次捜査機関として機能する圧倒的多

国の糾問的捜査を支えている。日本型刑事訴訟の「ガラパゴス的状況」を批判する人々は、その基盤にある代用監獄制度を含め、この島

の「独自の生態系」をしっかりと把握すべきであろう。